

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 昨年度の受講修了者数	24人			
② ①のうち目標資格の受験者数	13人	受験率 (②/①)		54.2%
③ ②のうち合格者数	0人	合格率 (③/②)		0%
④ 上記②・③の回答者数	15人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		15人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	11人	②A:就業者計 14人
	2 非正社員・派遣社員	2人	
	3 その他就業 (自営業等)	1人	
	4 非就業者	1人	②B:非就業者計 1人
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上 (昇進、昇格、資格手当等) に役立つ	0人	③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下) 14人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0人	
	3 社内外の評価が高まる	0人	
	4 円滑な転職に役立つ	8人	
	5 趣味・教養に役立つ	1人	
	6 その他の効果	4人	
	7 特に効果はない	1人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0人	④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 1人
	2 希望の職種・業界で就職できる	0人	
	3 より良い条件 (賃金等) で就職できる	1人	
	4 趣味・教養に役立つ	0人	
	5 その他の効果	0人	
	6 特に効果はない	0人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 1人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0人	
	4 就職していない	1人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	4人	⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下) 15人
	2 おおむね満足	3人	
	3 どちらとも言えない	5人	
	4 やや不満	3人	
	5 大いに不満	0人	

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベルの到達度の把握・測定方法	確認テストの得点結果が70%以上をもって教育訓練目標とする知識の習得があったものとします。
(通信教育の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間日・回数	実施なし

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

通信制：添削課題全提出回数80%以上を提出し、かつ確認テストの得点結果が70%以上をもって教育訓練目標とする知識の習得があったものとします。
 添削課題は、受講開始後にお送りする「学習スケジュール表」の各回の締切日にしたがってご解答・ご提出いただきます。
 確認テストの得点結果は、受講生に修了予定日の2週間前までにご解答・ご提出いただきます。
 ご本人に修了証明書を交付することをもって修了認定とします。

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法
インターネットフォローなど

(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制
(例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)
実務家講演会など

8. その他の事項

実施者名及び代表者名	株式会社 東京リーガルマインド (代表者： 反町 雄彦)
住所及び連絡先	〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-2-12 TEL 03-5913-5011
施設名称及び施設長名	LEC東京リーガルマインド (施設長： 反町 雄彦)
住所及び連絡先	〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-2-12 TEL 03-5913-5011
給付制度担当部署・者	LEC東京リーガルマインド LEC総研第一研究所 申請課 給付金係 吉岡 美穂
連絡先	〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL 03-5913-6305

教育訓練経費	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (①+②) ※		524,618円
	①入学料 (税込額) (*割引・還元措置を実施した場合にはその割引後の税込額になります。)		10,000円
支払方法 ①一括払	②受講料 (税込額) (*割引・還元措置を実施した場合にはその割引後の税込額になります。)		514,618円
		(うち、必須教材費	58,968円)
②分割払	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (①+②+③+④)		0円
③両方可	①副読本代 (税込額)		0円
	②実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0円
	③施設維持費 (税込額)		0円
	④その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0円
	3. 総額 (1 + 2) (税込額)		524,618円

(特記事項)

【添削回数】12回

*この書類は、受講生の適切な講座選択を促進するための措置として、厚生労働省が指定講座に係る情報開示を徹底するためのものです。

*次頁の「教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について」を必ず一読ください。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。